

平成 30 年 4 月 17 日

◎池脇委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日からの委員会は、「平成 30 年度業務概要について」であります。

お諮りします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎池脇委員長 御異議ないものと認めます。

《危機管理部》

◎池脇委員長 それでは、日程に従い、危機管理部の業務概要を聴取いたします。業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

◎池脇委員長 続いて、危機管理部長から総括説明を受けます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎池脇委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈危機管理・防災課〉

◎池脇委員長 最初に、危機管理・防災課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎米田委員 防災行政無線のシステム実施設計委託ですけれど、故障が頻発するというところで、どの程度か。あるいはそういう故障が起こったとき、それにかわる対策が即時に打てる対応はとれているんですかね。

◎江淵危機管理・防災課長 防災行政無線につきましては、10 年が近づいてきておりまして、故障が頻発しておる状況でございます。防災行政無線を統制いたします部屋に非常勤職員、県警の無線職員の O B の方を採用いたしまして、常に無線の状況を監視しております。故障が出た際には、直ちに職員に連絡して対応をとるようにしております。そういった中で、すぐに対応できるものと機器等がすぐに入手できない場合等もございます。そういった場合でも、委託業者にも確認して応急措置をとりながら、防災行政無線の維持に努めておるところでございます。

◎米田委員 現実的にはそういう故障によって、本来打つべき手だて、対応ができなかったということはないわけですかね。

◎江淵危機管理・防災課長 仮にどこか市町村の防災行政無線が故障して、その故障の間に連絡がとれない場合は、直ちに代替の無線機等を構えまして、連絡をとる体制を築いて

おります。

◎米田委員 わかりました。それで万全を期さんと、やっぱり想定外のことが起こり得るんで、大変だけれど、これがいろんな対策をするに当たってベースになりますので、ぜひ改善に向けて頑張っていたきたいと思います。同時に市町村の負担もあると思いますが、市町村の負担はどんなになるんですかね。

◎江渚危機管理・防災課長 これまでも防災行政無線の更新は3回進めてまいりました。その都度、市町村の皆様にも一定の機器の設置割合に応じて負担していただいているところでございます。今回の再整備につきましても、市町村から一定の負担金をいただくことを考えております。このため、この再整備、実施設計が決まった昨年度から各市町村には説明してまいりまして、御了解をいただいております。今後、実施設計を経て具体的な金額が決まってまいります。

◎米田委員 そうしたら、ざっくり39億円ぐらいかかるということで、市町村は例えばその2分の1とか何分の1とか、その決め方は面積とか人口割とか、どんなふうに。

◎江渚危機管理・防災課長 市町村の負担は機器の設置数等に応じて案分するようしております。現在のざっくりした概算では市町村当たり1,200万円程度になると見込んでおります。

◎米田委員 わかりました。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈南海トラフ地震対策課〉

◎池脇委員長 次に、南海トラフ地震対策課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎梶原委員 3月の当初予算の審議と重なる点等あるかと思いますが、数点お聞かせいただきたいと思います。この起震車ですが、確か一昨年度、1台ふやすということで運転をトラック協会に委託すると。その中で当委員会においては運転だけではないですよと、先ほども言われたようにいろんな物を配布していただいたり啓発していただくことも大事な業務なので、そのことも含めてしっかりトラック協会にお願いできるのかということで、名称も起震車運転業務等という等も入れていただいた経緯があったと思いますが、先ほどの御説明の中ではそういうことも1年間しっかりと果たしていただいているという認識でよろしいでしょうかね。

◎浜田南海トラフ地震対策課長 起震車につきましては、地域地域に持って行って、県が発行しています家具や家電の固定や耐震化のチラシなどを配布するとともに、DVDを放映して、参加された方々への啓発を行ってございます。さらに、トラック協会から啓発のためのポケットティッシュとかの配布も行っているところでございます。

◎梶原委員 それで、先ほど御説明いただいた延べ3万3,270人の方に体験していただいたと。それぞれの稼働日数というか、回数自体はどのようになっていますか。

◎浜田南海トラフ地震対策課長 平成29年度でございますけれども、2台含めまして延べ日数として371日でございます。ちなみに平成28年度については413日と認識してございます。

◎梶原委員 そしたら、かなりの割合で稼働していただいているという状況だと思います。ただ、よく地域のいろんな防災の催し物、フェスティバルとかフェアとかの取り組み、そして市町村のさまざまなところに来られるのが、やはり極端にいうたらちょっと言葉がどうかわかりませんが動員がかかるという、例えば消防団員とか自主防災組織とか自治会とか、起震車を一度体験された方が、結構また来ているねという話を聞くこともあります。ですから、やはり防災に対する意識を高めるという点では、本当に体験していただくという効果的な取り組み、例えば単身世帯であるとか共働き世帯であるとか、そういうこれまで体験されていない方にいかに体験していただくかという、大変苦労のある取り組みだと思いますが、もちろん子供たちにとりましては防災教育という形で少しでもアプローチはしていると思いますので、そういう小さい子供たちを抱えた若年層の親世代とか、防災の例えばフェスとか、そういう起震車が行くところに来られない方にいかに今後広げていくのかということも、ぜひ一工夫も二工夫もしながら運用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎浜田南海トラフ地震対策課長 委員の御指摘のとおり、市町村とも具体的実態をまずは把握して、今後の対応を考えていきたいと思っております。

◎梶原委員 わかりました。よろしく申し上げます。

あと部長にお聞きしたいんですが、東日本大震災から7年たって、復旧支援とあわせて南海トラフ地震に備えるという形で、県職員の方を東北であるとか、また熊本県であるとか、さまざまな形で派遣されていたと思うんですが、まだ行かれていますか。状況はどうですか。

◎酒井危機管理部長 東日本のほうには引き続いて職員はずっと行っております。

◎梶原委員 7年たちまして、行かれた方がこれまで高知県が取り組みを進めてきた南海トラフのさまざまな対策の計画づくり等々にどう生かしていただいたのか。事細かくはあれですけど、全体的な所見をお聞かせいただきたいと思うんですが。

◎酒井危機管理部長 やはり7年たってもまだ全然復興できていないわけですので、非常に大変だということを職員からは身をもって感じたということで、やはり災害が発生してからやるんじゃなくて、その前に打てる手があったら、非常に復旧・復興が早くなるという各種の事例がやっぱりあるんだなということを私自身は実感しております。

◎今城委員 ヘリポートの整備ですけれど、残る7カ所についての整備方針、どのように

取り組んでおられますか。

◎**浜田南海トラフ地震対策課長** 7カ所については、3市町で残っているところがございます。用地の問題でありますとか、新規の申し出等によって間に合わなかったところがございます。今後につきましては、今回この補助金は終わってしまいますけれども、総合補助金がございます。そちらで支援してまいりたいと考えてございます。

◎**今城委員** もう1点。応急期の機能配置計画で、民地の利用ということで、各市町村で民地を利用する契約とか、地権者に対するメリットとか、そういう決まりなんかはできていますか。

◎**浜田南海トラフ地震対策課長** 今後の可能性ということで、民間施設でありますとか農地の利用ということを申し上げました。施設については、例えば民間の住宅、アパート等がございます。さらに、土地については、まだ具体には国のほうから定められておりませんが、農地について今後視野に入れていきたいと考えてございます。委員が御指摘のいろんな権利関係がございますので、そのところについては、今後、国の方針等を見きわめながら対応していきたいと考えてございます。

◎**土森委員** 南海トラフ地震に対しての課ということで、阪神・淡路大震災を思い出すんですね。揺れから火災につながっていく。その対策は非常に重要だと思いますね。熊本地震でもたしかあったんですけれども、その対応はしっかりできていますかね。課が違うか。連携していますよね。

◎**浜田南海トラフ地震対策課長** 揺れ対策については御承知のとおり、耐震化等について支援等を行ってございます。また、所管は若干違うんですけれども、火災については感震ブレイカー等で早期の火災発見について取り組んでいるところがございます。

◎**土森委員** それと、さっき起震車の話がありましたけれどね、梶原委員が言われたように、何回も起震車を体験した人がおられて、その中でいつも感じることは、今一番この地震体験を必要とするのは子供たちですよ。教育委員会といかに連携をとってやっていくのかということも必要になってくると思うんですが、地域防災の観点からも、やっぱり子供たちに体験さすということが今から本当に重要になってくると思いますが、その対応はどうでしょうね。

◎**堀田危機管理部副部長** 小学生については、低学年、高学年に分けて、おるうちに必ず1回は体験していただくということで、学校に毎年、起震車を送り込んでいます。中学校の間にも1回経験できるように学校で取り組んでいただくと、学校についてはカリキュラムに入れ込んでもらっています。一般的なところについては、基本的には呼びたい方に手を挙げていただいて、うちに来てくださいという応募があって、そこに起震車を配置しゅうんですけれども、今言われたように、大きなフェスティバルなんかについては、県のほうから持って行って体験していただく取り組みもしています。今言われておるのは、多

分、そういう県の取り組みをもう少し強める必要があるのかなと感じてございます。

◎土森委員 確かにそういう観点から必要ということがよくわかりますがね。一番何回も体験してほしいがは子供たちなんです。我々の年になったら、高齢者はひょっと地震を体験せんずくに済んでしまう可能性が高い。一番命を守っていくということになると、子供たち。必ずこの子供たちは南海トラフ地震に遭遇する年なんです。その辺をもう少し、3万3,000人以上の方が体験されているということでありましてけれど、子供たちに言ったらもっとたくさん体験してくれるんじゃないかなと思います。また教育委員会とも連携をとって対応していただきますように要請しておきます。

◎横山副委員長 津波避難対策検討委託料で、避難経路の図化と課題の洗い出しということで、住宅が耐震化されていないところとか、ブロック塀が課題として出ているってことなんですけれど、今後そこに対して避難路を整備して洗い出して、けれど実際もし地震が起きたときにそれが使えないというのは大変重要なことなんで、これって今後どんなふうに対策してやっていくのかなと思って、それをお聞かせください。

◎浜田南海トラフ地震対策課長 地域では津波の避難計画を定めてございますけれども、現地点検の結果、やはり迂回路でございまして迂回路の先のブロック塀の問題等々ございます。一定そういった課題について見える化して図化した上で、今後の整備について、また地域地域で考えていきたいと思っております。例えば、ブロック塀の撤去でございまして、古い建物についての耐震化でございまして、いろいろなメニューがございまして、そういったものを複合的に地域地域でどれがいいのかを選択しながら進めていくことを考えてございます。まずは課題を把握するために今年度しっかり検討したいというところでございます。

◎横山副委員長 あと、ライフラインの早期復旧も大変重要なことなんだと思うんです。協議会の参加機関のメンバーで上下水道は高知市水道局ということなんですけれど、やっぱり水って一番重要なライフラインだと思うんです。高知市と協議して、最終的にほかの市町村もこういうライフラインの早期復旧のノウハウというか、そういう知見は得られるような考えでしょうか。

◎浜田南海トラフ地震対策課長 こちらの参加機関のところですが、高知市に御参加いただいておりますが、高知県の上水道の県の窓口については、食品・衛生課がございまして、こちらを通じて、他の市町村への対策等についてやっていただきたいと思いますと考えてございます。

◎橋本委員 一つお聞かせいただきたいと思っております。支援物資を届ける取り組みですが、実は、私は質問もさせていただいたんですけれども、我々が住んでいる高知県の西部は、一旦L2クラスの地震に見舞われると、要は陸の孤島化してしまうという話でございまして、そうなる県計画では2週間程度は何もできない状況があるとお聞きいたしました。

2週間程度何もできなければ、緊急物資が届かなければ非常に厳しい環境になるということで、空からの物資搬送がどうしても大事になるんだろうと思います。その中で、知事にもお答えいただいたんですけども、土佐清水市には航空自衛隊の分屯基地があって、それが拡充強化することによって、より一層空からの緊急物資対応が可能になるんじゃないかという話がありました。多分、平成30年の国に対する県の政策要望としても出ていると思うんですが、それについてはどういう方向で進んでいるのか御説明いただければありがたいと思います。

◎酒井危機管理部長 その要望につきましては、あした防衛省に行くようになっております。

◎橋本委員 過日、私も防衛省に出向いていまして、お願いさせていただいて、非常に財政的に厳しいという話もお聞きいたしましたので、ぜひとも強くプッシュしていただければありがたいと思います。何か前向きには考えてくれるんですが、すぐ北朝鮮のミサイルの話がされますので、ぜひともその辺も含めて対応のほどよろしく要請いたします。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈消防政策課〉

◎池脇委員長 次に、消防政策課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎米田委員 6の地域防災力向上事業費に該当するのかどうかちょっとわかりませんが、この前も南海中学校で防災の行事を学生の子供たちと一緒にやる中で、やっぱり制服を着ないかんで着るわけよね。でも暑いんですよ。地域の団員の方からそんな声が上がってまして、そこら辺、処遇の改善をどんなに進めていっているのか。財源をどんなにしたらいいか。

◎夕部消防政策課長 消防団員の服につきまして、制服とそれから活動服に分かれておまして、それぞれ消防庁のほうで基準ができております。それを受けて市町村が基準を設けてまして、それに基づいた制服等の費用につきましては国から交付税ということで措置をされておりますので、各市町村で制服等々について計画的に整備を進めているものと考えております。

◎米田委員 そうしたら、制度はあるけれど、やっていない市町村もあるということですか。団員からもそういう声が出ていますけれど、掌握はどんなにしていますか。夏、暑いときにも布の厚い制服を着ないかんでということ、本人らも大変なんですよ。例えば僕が在住しちゃう高知市らはそういう保障がされていないわけですよ。そこら辺をどんなに掌握されているのか。ほんで、市の財政事情によってそうなっているのか、そこら辺はどうですか。

◎**夕部消防政策課長** 消防団の夏服、冬服あるいは活動服につきまして、先ほどお話させていただきましたように基準がございまして、国から交付税が措置されていると。県としましては、今回、消防団の補助金でも予算化させていただいておりますけれども、直接命につながるようなものにつきましては、県としても早急に備えていかなければいけないと考えておりまして、救助に使うチェーンソーであるとかジャッキ等につきましては、早急に整備を進めていくように県のほうでも支援させていただいているところでございます。

◎**米田委員** 県の気持ちはようわかりますけれど、団員定数確保対策という意味からしても、本人の負担でもいかんわけですし、夏服という仕組みがあるならば、やっぱりそれがちゃんとできるような支援か声をかけるか、そういうことを含めて、それはもう制度がある市町村でやりやということではなくて、もう少し温かい支援が要るがやないですかね。

◎**夕部消防政策課長** 確かに委員がおっしゃるとおり、団員の処遇改善というのも非常に必要だと考えておりますので、報酬等を含めた改善を積極的にやっていただくように、これまでも御説明させていただいておりますので、引き続き、消防長会でありますとか市町村を訪問するときには、消防団員の処遇改善については積極的にということ、県からも話をしてまいりたいと思います。

◎**米田委員** 皆さん頑張ってるやられています。仕事を放って行くわけですから。ぜひ市町村と一緒に、団員のやる気もちゃんと保障できる処遇の改善をぜひ前へ進むように努力していただきたいと思います。

2つ目。消防防災航空センターの操縦士は、今、4名体制から結局何名体制になっているんですか。

◎**夕部消防政策課長** 4名体制から実働として操縦できる2名、それから1名操縦士になるための研修をしているということで、計3名の体制になっております。

◎**米田委員** いろいろあってやめられて、そうしたら結局2人の方に大変な負担がいつているのかなという受けとめをしますけれど、そこら辺はどうなんですか。新聞に出ちよった若い人が3人目になるのかな。そういう人が操縦でき出したら大分楽になると思うんですけど。仮にその方が通常の勤務に入られた場合、もう1名ということか。枠はどんなにされていくのか。

◎**夕部消防政策課長** 操縦士につきましては、4名体制が現在3名体制ということで、先ほど委員のお話にありました1名は新聞に出ていた若い青年でございます。その1名を今、操縦士となるべく教育させていただいておりますし、今年度の秋以降には資格取得ができるような形で育成をしておりますし、秋以降につきまして4名目の操縦士の採用を計画しているところでございます。

◎**梶原委員** 米田委員の関連ですが、東日本大震災後、平成25年でしたかね、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されて、それに基づいてさまざまな取

り組みも進んできている中で、団員の定数確保、また資機材の充実等々、これまで県もされてこられました。今回も、先ほど課長がおっしゃったように、チェーンソー、ジャッキ等々に対する補助を行うということですが、高知県内の各消防団の分団の数を考えたら、平成29年から平成31年の3年間で今年度予算が424万円余りという規模がどうなのかという思いもあるのと、それだけ余り需要がないのか。平成29年の実績はどのようになっていますか。

◎夕部消防政策課長 平成29年度実績で14団について補助しております。

◎梶原委員 その14団に当初予算が幾らで執行率がどれだけなのか。これ手前の3年間も別の品目でありましたよね。たしかトランシーバーとベストか何かありましたよね。あれなんかも余り執行率がよくなかったのかということと、あと市町村に聞いたら、そういうものがあることすらわかっていなかった防災担当職員もおられたのも事実なので、そういうものがあるならぜひ活用したかったと、後から聞いた話なんかも結構聞きますので、その辺は状況的にはどうですかね。

◎夕部消防政策課長 補助につきましては、予算を要望する時点で各市町村の要望を踏まえて計上させていただいておりますけれども、今、委員が御指摘のように周知できていない部分があるかと思っておりますので、部として各市町村回りをさせていただくときには、補助の制度について御説明させていただいているところでございます。

◎梶原委員 チェーンソー、ジャッキなんかも、もちろん倒壊家屋から救出するにはそれぞれの分団にもあって、それを持って機動的にできればいいものなので、県の予算的なこともありますけれど、それぞれの分団に配置できるものなら、その3年間の中でしっかりとやると、そのための周知も行うということをお願いしたいと思っております。

あと、チェーンソー、ジャッキという、その手前の3年間のトランシーバーとベストとか、そういう物を限定しているのは何か理由があるんですかね。

◎夕部消防政策課長 先ほど少し御説明させていただきましたけれども、命に直接つながるということで、現在の該当する物としてはチェーンソーとジャッキということで対応させていただいております。

◎梶原委員 であるならば、やはり言ったようにそれぞれの分団にはしっかり配備される取り組みをぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎夕部消防政策課長 かしこまりました。引き続き周知徹底させていただきたいと存じます。

◎今城委員 消防団員の充足率は最新でどのぐらいですか。

◎夕部消防政策課長 充足率でございますけれども、県全体の平均としまして93%になってございます。

◎今城委員 定数は市町村が条例で決めちゃうんですがですけど、市町村によってやっ

ぱり、もっと多いほうがいい、少ないほうがいいと、定数を変えた市町村は近年ありますか。

◎**夕部消防政策課長** 私が聞いている限りはここ二、三年ではございません。ただ、合併して何年かたつということで、少し消防団のことを考えようかというお話は聞いたことがございます。

◎**今城委員** 実際にはもう何年も何十年も変わっていないのが現実だと思うのですが。道路事情もよくなったり、設備もよくなったりして、やはり必要数というものは妥当性を検証すべきと思いますけれど、市町村に対してそういう投げかけはしていないですか。

◎**夕部消防政策課長** 消防団ということではございませんけれども、消防力が地域でどれぐらい保たれているのかという調査をさせていただく機会がございまして、それで団の現状も調査の中で出てくるのではないかと考えております。

◎**今城委員** 必要な資機材についても、地域性もあるかもしれんですけど、何か根拠のある数字で、車の数とかポンプの数とか、やっぱり市町村で根拠を持って整備すべきと思いますけれど、その辺どのように。

◎**夕部消防政策課長** 消防力の整備につきましては、消防庁が一定の規模に合わせた基準はつくっておりますので、それを踏まえた上で市町村でもどれぐらいの規模の施設整備を持つべきかを判断していただいていると思います。

◎**今城委員** 充足率 93%ということで、7%はいない団員に対して市町村は掛金の予算が発生しているわけですけど、やはりそれも無駄の一つになるのかなど。無駄か、充足していくのがいいのか、やはりその辺、市町村にもう 1 回投げかけが必要だと思いますので、よろしく願い申し上げます。

◎**夕部消防政策課長** 消防団員確保事業の実施もしておりますので、そういった中で、消防団のあり方も考えていただくようなことをお伝えしていきたいと思っております。

◎**田中委員** 以前、本会議で一般質問をさせていただいたんですけども、これまでも総務省消防庁から通知もあったと思うんですけども、#7119 の救急安心センター事業ですよ。あのとき、部長答弁で、ほかの部局とも連携というか検討してというお話も伺いましたけれども、その後どのような状況になっているのか、また総務省消防庁に対してどのような体制をとっておるのか、現状を教えてくださいと思いますが。

◎**夕部消防政策課長** #7119 に限らず、外国人の 3 者通話であるとか、各消防本部が連携しながら、できる事業につきましては、消防長会の下部組織などをつくって、どういう連携ができるのかを今検討いただいているところでございます。

◎**田中委員** というのは、#7119 に限らず、別の形というか、それができるような形のもの消防長会で考えているということですか。

◎**夕部消防政策課長** 別といいますか、例えば外国人の救急の連絡があったときに、外国

語なので対応ができない現状がある中で、そういったことにどう取り組んでいくかということについて議論をいただいているところです。

◎田中委員 ということは、総務省消防庁が示しているいろんな業務の統一ですよ。例えば高知県であれば、別の部局で別の相談ダイヤルがあったりするので、総務省消防庁としては、それらも一体的に統一しようというのが、今回の救急安心センター事業だと思います。それは県としては既存の部分は残した上で、今、課長から説明があったように外国人の対応とか、そういう別の部分でやろうという考えでおられるんですか。

◎夕部消防政策課長 #7119 とは別の制度として議論をしているところでございます。#7119 につきましては、地域福祉部であるとか関係するところとは、どういった方向でどういう時期にできるのかという議論はさせていただいております。

◎田中委員 そっちのほうを聞きたくて、地域福祉のほうというか、どうしても連携があって、医療の関係とかいろいろ必要だと思いますので、そこを最後部長に。

◎酒井危機管理部長 #7119 ですけれど、こちらは医療相談ということと関連しまして、健康政策部と今、協議中ではございます。やっぱりいろんな課題、特に人を確保するかというのは非常に難しい部分でございますので、現在、健康政策部がやっています部分がございまして、どのようにするか協議しているような状況でございます。

◎田中委員 最後になりますけれど、総務省消防庁から通知が来ているので、危機管理部主導になると思いますけれども、事情も一定、私自身もわかっているつもりですけれども、先進事例として他県なんかも導入している事例もありますので、県としても、大きなくくりとして一つ相談ができるところ、一つのダイヤルというのがあればいいと思いますので、これから引き続き協議をしていただきたいということを要請して終わります。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

以上で、危機管理部の業務概要を終わります。

暫時休憩いたします。再開は 13 時といたします。

(昼食のため休憩 11 時 53 分～13 時 0 分)

◎池脇委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

御報告いたします。土森委員から少しおくれる旨の届け出がっております。

《地域福祉部》

◎池脇委員長 次に、地域福祉部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いします。

(部長以下幹部職員自己紹介)

◎池脇委員長 続いて、地域福祉部長から総括説明を受けます。なお、部長に対する質疑

は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**門田地域福祉部長** 総括の説明をさせていただきます前に、県立希望が丘学園で、3月29日に非常勤職員が入所児童を殴るという施設内虐待事案が起きたことにつきましておわび申し上げます。幸い児童にけがはなく、治療を要するような事案ではございませんでしたが、子供の安心や人権を大切にすべき県立の児童福祉施設でこうしたことがございましたことは、県民の皆様の信頼を裏切るものであり、再びこのようなことが起こることのないよう、職員の専門性の向上などに部全体で取り組んでまいります。まことに申しわけございませんでした。

(総括説明)

◎**池脇委員長** 続いて、各課長の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎**池脇委員長** まず、地域福祉政策課を行います。

(執行部の説明)

◎**池脇委員長** 質疑を行います。

◎**米田委員** この構想の35ページのあったかふれあいセンターで、あったかふれあいセンターを31市町村でつくられて、つくっていないところは何か理由があるんですね。

◎**飯島地域福祉政策課長** 未設置のところは3市町村ございますけれども、お伺いしてみますと、例えば民間法人やNPO等の活動で、このあったかふれあいセンターで行っているような類似する福祉活動の拠点が既に整備されているというお話ですとか、類似する機能を市町村社協のサロン等で代替しているというお声がございますので、あったかふれあいセンターは設置しておりませんが、それにかわるもので対応が済んでいると承知しております。

◎**米田委員** 当初、高知市もあったかふれあいセンターをつくりましたよね。行政としてはもう支援せんということでそれぞれ独立されて、あったかふれあいセンターがない市になっちゃうがかね。

◎**飯島地域福祉政策課長** 現状、高知市は設置されていない状況ではございますけれども、お聞きしておりますと、山間地域においては、やはりそういったあったかふれあいセンターに類似する拠点の整備というのが、これから必要になってくるんじゃないかというお声も聞こえているところではございますので、また高知市の動きも確認しながら必要な支援をとってまいりたいと考えております。

◎**米田委員** 街の中心部、市街地でも必要があつてつくられたところがありますけれど、結局3年でこの制度をやめたりしています。その他の努力しながら持続させているところは大変な御苦勞をされていますので、ぜひ厚い支援が必要かなと思います。

それでもう一つ、このサテライトは二百何ぼもあるけれど、ちょっとイメージがようわ

からんのと、結局サテライトも含めてここを利用されている人たちは量的にどれぐらいいるのか。また、高知県全体からいうたら、あったかふれあいセンターと銘打たなくても、今言われたような、そういう憩える場が、高知県の場合は多分もっと要りますよね。あったかふれあいセンターと銘打たなくてもサテライトか何か必要なところはまだまだたくさん残っていると思うんですけど、今後どんなにされるのか。

◎飯島地域福祉政策課長 平成29年度の3月の状況でございますが、このあったかふれあいセンターに登録いただいている方で申し上げますと、県内全体といたしまして、2万7,000人弱と承知しております。また、委員からお話がありましたそのほかのそういった拠点が全体としてどれくらいかというのは、手元に数字がございませんので承知しておりません。

◎米田委員 わかりました。ぜひ高知型ということで頑張ってやられようで、ただ、中山間地を含めて、買い物すらなかなか行けない人は高知市内にもたくさんおります。この前回りよっても、お店は来てくれるけれど、そこは買い物バスも来てくれようところなんですけれど、本人はなかなか外へよう行っていない。そういう地域とか人々がまだまだ残されていますので、地域と協力しながら、ぜひもう少し広げる方向で頑張ってくださいと思います。

もう一つ、介護職員の処遇改善加算で、八十何%か受けられようとかいう議会答弁があったと記憶であるんですけど、率直に言って実態は、処遇加算をもらいよう事業所はあるけれど、逆に今まで出よった給料、何らかの名目を減して、結果としてトータルは減らないという事業所もあるやに伺っているんですが、結局トータルとしての賃金を上げんといかんわけですね。きちんとそこら辺は行政として支援というか、強力な指導をしているのかどうか。どこが実態として上がっていないというのは、実際聞いていますよ。それはおかしいねという話。そして当初聞いたときには、その処遇加算をやるときには、従業員の方にちゃんと提示もしてわかるようにということだったと思うんですけど、うちはそんなに上がっちゃうように思わんがという話で、でも聞いたら処遇加算を受けている事業所があるんですよ。そこら辺、それはどうだということじゃなくて、実際に働く人、一人一人の皆さんに処遇改善の実態として賃金が上がって、条件にふさわしい処遇に改善されるというのが願いですので、そこら辺の実情について何かあれば。それと受けていないところは、どうやったら受けられるのか。

◎飯島地域福祉政策課長 まず加算の取得の状況でございますが、高齢の介護施設のみを切り出して申し上げますと、いわゆる新しい区分での加算ⅠとⅡ、高いほうでございますけれども、そのいずれかを取得しているのは84%となっております。一方、低いほうの例えばⅢですとかⅣとかⅤにとどまっておられる事業所も現状いらっしやると認識しております。そういったところにつきましては、やはり県としても取っていただけるように、

どこがボトルネックなのかも把握しながら支援してまいりたいと考えておりますし、県のほうでも取得に向けた事務的な給与表の改定と申しますか、そういったところでもしボトルネックになっているような事業所がいらっしゃれば、補助金も用意しておりますので、そういったところも周知しながら、事業所の取得を後押ししてまいりたいと考えております。

◎米田委員 事業所の方は結局ヘルパーだけじゃなくて、ケアマネジャーとか、いろんな方が例えば高齢者の人と対応して、実際ヘルプしゆうわけですね。でも、この制度でいうたらヘルパーしか加算がつかんで、結局、高齢者の皆さんの介護はみんながしゆうのに、この人だけ出るといふ職場としての不公平感もあって、なかなかよう踏み切らないという声も実際ストレートに聞いているわけで、そこら辺、国への改善要望も含めてせんといかんと思うんですけど、そういうこともある意味、処遇加算を申請していない、受けておられない事業所の御苦労もあると思うんですけど、実態はどうですか。

◎飯島地域福祉政策課長 今回加算を取ることによって、職種間でのバランスがちょっと崩れるといった事業所の声も実際聞こえてはいるところでございます。そういったところにつきましては、実態を把握しながら、また追加的な支援が必要であれば、県としても対応を検討してまいりたいと考えております。

◎米田委員 有効求人倍率も上がっておりますけれど、これを見たら、国は4.何倍で、高知県は介護は2.0倍で、しかも、皆さんできるだけえいところへ行きたいですから、離職してこうやってしゆう人がたくさんおいでるわけよね。だからそれは基本的には処遇が十分ではないので、そこはやっぱり何とか土台を上げんといかんと思うし、ヘルパーだけではなくて、高齢者の皆さんに向き合っているいろんな職種の人みんなが改善されるようにならないといかんのじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は国へ向けて知事会なり、あるいはそういう部署の連合とかいうのはどんなにされていますかね。

◎井上地域福祉部副部長 知事会にも介護職員の人材確保等のPTなんかもございますので、そこと連携しながらいろいろ検討してまいりたいと思っておりますが、介護人材以外への処遇改善というのは、私も一度国へ要望したことはございましたけれども、当時は相当ハードルが高かったです。そもそも介護職員は給与が低いということで始まっているのでということでしたが、今後、例の2兆円の政策パッケージの中でも介護職員の引き上げというようなメニューも出てきておりますので、そういうところでどういった対応ができるかも、他県等とも議論して検討してまいりたいと思っております。

◎米田委員 ぜひ、ヘルパー、介護職員だけではなくてやっぱり一緒に取り組んでいる方々も大変な御苦労もされているわけですし、チームで高齢者に向き合っているわけですから、ヘルパーであるかどうかだけで処遇に差がついてもいかんし、だから、介護職員、ヘルパーは給料が低いですから、PTとかケアマネジャーもそんなに高くないですよ。全体が引

き下げられちゅうわけですよね。そういうことを考えたときにやっぱり一定の改善、他の職種も含めて、どうしても必要ではないかと思しますので、ぜひまた実態も見ながら、全国的に連帯というか協働の働きかけが必要ではないかなと思しますので、ぜひ頑張っていたきたいと思します。

◎横山副委員長 遺家族等への援護対策は、戦没者の遺族の方に対する援護対策ということで、この業務について御説明願いたいと思しますが。

◎飯島地域福祉政策課長 高知県には遺族会がございますけれども、そこへの御支援ですとか、ほかに先ほど申し上げました中国からの帰国者への御支援といたしまして、日本語教室への交通費ですとか開催に向けた御支援をさせていただいている状況でございます。

◎横山副委員長 戦傷病者とか遺族への援護費が700万円減ということは、恐らく御遺族自体も減ってきているということだろうと思んですけど、今、この悲惨な戦争を二度と繰り返さないように、遺族会がさまざまな事業に取り組んでいく中で、遺族自体も高齢化をしていると。その中で、青年部というものを立ち上げて、孫の世代に対してこの悲惨な戦争も語り継いでいくということをやっていくということですけど、また、そういう新たな世代に対する遺族の支援も検討していく、いろいろ準備していくという段階にあるんじゃないかなと思んですけど、その辺の御所見はどうでしょうか。

◎飯島地域福祉政策課長 今回、700万円程度の減となっているところでございますけれども、こちらの特別弔慰金に係る事務が終了したことに伴いまして、それに関連して非常勤の職員の経費が今年度不要になったということで、減となったものでございます。副委員長もおっしゃるとおり、新しい世代の方への継承というところも動きが出ていると承知しておりますので、そういった動きも把握しながら県としての必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

◎横山副委員長 ぜひよろしくをお願いします。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈高齢者福祉課〉

◎池脇委員長 次に、高齢者福祉課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎横山副委員長 この前、日曜日の朝日新聞か何かに認知症サポーターが全国的にすごく広まって1,000万人を超えたという記事が出ていて、14年目を迎えるということですけど、高知県での認知症サポーターの状況とか活動とかを教えていただければありがたいなと思します。

◎戸田高齢者福祉課長 日本一の健康長寿県構想の冊子の37ページにございますように、昨年12月末現在の数になりますけれども、本県の場合5万438人の認知症サポーターがお

ります。このサポーターを教える講師役としまして、その下のキャラバンメイトという方も 2,071 人いらっしゃいます。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈障害福祉課〉

◎池脇委員長 次に、障害福祉課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 障害者の特性に応じて切れ目のないサービス提供ということで、グループホームについてお聞きしたいんですが、平成 32 年までに 100 人分のグループホームを建てるんだという目標を立てていると思うんですが、現在、グループホームがどのような状況で推移しているのか教えていただけませんか。

◎西野障害福祉課長 ちょっと前にはなりますが、平成 30 年 1 月 31 日時点では、グループホームの想定人数は 1,178 名となっております。ことしの 4 月に策定いたしました第 5 期障害福祉計画におきましては、グループホームの整備につきましては、ちょっと数字を持ってきておりませんが、第 5 期計画の間で入所施設等から在宅生活への移行という目標としましては 66 名、その方々は在宅もしくはグループホームへ移行すると見込んでおります。

◎橋本委員 この日本一の健康長寿県構想の中の 55 ページに現状と課題というのがあって、平成 32 年度末までに 100 人分のグループホームの整備を目指しており、ということがありますよね。これに対する今の状況を聞きたいんです。

◎西野障害福祉課長 現在は平成 29 年度の補正予算で 1 件、西土佐村のグループホームの整備が進んでおります。平成 30 年度につきましては、グループホームの整備用の予算は計上させていただいておりますが、事業所のほうで準備が間に合っていないということで、今のところは当初の補助金として申請は上がってきていない状況です。

◎橋本委員 当然、平成 29 年度予算と平成 30 年度予算を比較すると半分ぐらいに減っているんですけども、実際なかなかグループホームを運営していく一つのプレーヤーそのものが非常に厳しいんだろうなと思うんですが、基本的には障害手帳を持っている障害者の皆さんそれぞれが一番待望しているんですね。一番心配なのは、親が元気なうちはいいんですけども、親が亡くなったときに、じゃあ自分たちはどうするんだみたいなところがあって、特にその親もそのことを非常に心配していて、やっぱりそういうことに対してはもう少し力を入れて、何とか高知県にそういうグループホームをやっていただけるような仕掛けをしてもらいたいなと思うんですが、いかがですか。

◎西野障害福祉課長 現在、在宅の障害のある方も、実際、保護者、御家族の高齢化で、今までは在宅で過ごせてきたけれども、今後、在宅でお一人では難しいだろうという方も

ふえていらっしゃるし、グループホームの必要性は十分あると考えております。まず、県としましては、住みなれた地域に住み続けていただくことを前提といたしまして、特に安芸圏域、高幡圏域、グループホームの少ない地域でのグループホームの整備を重点的に進めてまいりたいと考えておりますが、事業所と調整、協議しながら進めていく必要があるかと考えております。

◎橋本委員 高知県は広うございまして、これを見ると、やっぱり先ほど課長が言われた地域が、グループホームがないところになります。できるだけ偏在がないようにしていただきたいんですけども、それで、まだ中央部も非常にそれが足りない状況があるのではないかなと思っていますので、その辺も含めて。ただがっかりしたのは予算が減っていますので、要はやられる方がそれだけいないのかなと思っていましたけれども、やっぱりもう少し仕掛けをしていただけるように要請しておきたいと思います。

◎米田委員 56 ページの医療的ケアの必要な子供で、前も議会で取り上げさせてもらったんですが、実際、療育されている家族の方の休息が非常に大事なわけで、ある意味決定的なわけです。そういうことからしたら、今後の取り組みというところで、前も国立病院とか医療センターで努力されているということで、いわゆる短期入所できるような環境を整えようということ、前へ進みゆうと思うんですが、現状と、もしまだできていなければ何がネックになっているのか、そこら辺をちょっと、どうでしょうか。

◎西野障害福祉課長 医療的ケアの必要なお子さんの短期入所につきましては、まず事業所の側に医療的なニーズに対応できる技術というか体制があるかが問題になってまいりますので、なかなか受け入れ先がないのが現状でございます。そういった状況を解消するために医療機関の方をお願いして、医療機関で短期入所の事業所の指定を取っていただくことを進めております。高知市内の医療機関とはお話を詰めておりまして、条件が整備できれば指定申請をしていただけたところまでは、協議できております。

◎米田委員 前から努力されているんですけど、条件を整えばというのは何年か前もそんなに聞いたんで、確かに病院の側もそういう十分な人と、それから、たんの吸引とかせないかん、そういう医療的なケアをできる人も含めての体制も要るかなと思うんですけど、それ自身は何とかできそうだと思うんよね。何で一步前へ進まんのかと思うんですが、今の時点で必要な条件はどんながですかね。

◎西野障害福祉課長 基本的に医療機関の指定を受けていただくときには、空床利用という形、空いているベッドで短期入所を受けていただくのが多うございます。現在お話を進めているのも空床利用で進めているということと、あと医療的ケア児は、常に誰かの見守りがないと不安であるということで、要は医療機関の看護師は通常の業務がありますので、それ以外の方、短期入所事業所として勤務していただく職員に一定の見守りをさせていただく必要があるのではないかとということで、その人的な配置についての協議をする必要が

ございます。その部分でなかなか進みにくいところがあります。

◎**米田委員** 専門性を持って努力されているんであれですけど、見守りが技術スタッフじゃのうても構わんのかどうかというのもありますけれど、そうしたら、受け入れてくれる、あるいは指定申請をしようと頑張ってくれている医療機関の側が、そういう見守りの人の人件費も含めた支援がなければ、実際どうしてもそこで赤字になってしまうので、見れんということですか。それに対して国や県は何とか今話をしゆうという時点ですかね。

◎**西野障害福祉課長** 見守りの人件費につきましては、県の補助金としてメニュー化させていただいておりますので、実際に見守り用の方を配置する場合には、これは短期入所を利用されるお子さんのお住まいの市町村を経由しての補助金という形にさせていただいております。ですので、見守りをしていただける、例えばヘルパー事業所であるとか、そういう人的な派遣ができる体制をちょっと整理する必要があるかということなんです。

◎**米田委員** 大体わかった。そうしたら事業所にしても、必要があってその事業所で働きゆうわけやから、スポットでそこへぱっと入ることは、普通はやっぱりできませんよね。そういう体制がとれるかどうかというのもネックになっちゃうですね。大変ですけど、本当に医療的ケアの必要な子供たちを育てるために、どうしても必要な事業だと思imasuので、ぜひ頑張ってください。

◎**田中委員** 関連して、現状をちょっとお聞きしたい。56 ページの中で、教育委員会の幼保支援課ですけども、福祉、介護、看護師なんかの補助メニューがつくられているんですが、市町村が募集しても、なかなか保育所で働いていただける看護師が集まらないという現状もお聞きしたことがあるんですけど、最近、各市町村でそういうような状況がないのかどうかをお伺いしたいと思います。

◎**西野障害福祉課長** 昨年も、ある市町村ではモデル事業として、加配の看護師を雇用しようとしたことがありますけど、なかなか人が見つからなかったと。やっと見つかったと思ったら、その方は御自身の家庭の都合で年度途中で退職せざるを得なかった。その後の看護師の手配がなかなか継続してできなかったということはお聞きしております。

◎**田中委員** 本当に保護者は預けたいけれども、なかなか加配の看護師が手配できないで預けられないという現状があると思うんですよね。その一つの要因が、やはり保育所等での働く場合の募集の給与面であったりとか、なかなか看護師がそこへ行かれないという現状もあるんですね。そこのマッチングを何とかやっていかないとなかなか保護者も預けることもできないでしょうし、何かうまくできないかなという思いがあるんですけども、ぜひ課題として今後検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎**横山副委員長** 関連というか、医療的ケアの必要な子供たちへの支援ということで、御家族への支援の中に家族をピアカウンセラーとして養成する研修の実施とございますが、ピアカウンセラーを養成する研修というものがどういう内容なのかということと、例えば

周りにカウンセラーが養成できないような地域も出てくるんじゃないかなと思うんですけど、その場合、やっぱりピアカウンセラーは家族じゃないといけないのか、例えば地域地域にいろいろ拠点ができていますけれど、そういうところとか市町村とかに要請して、地域に偏在がある場合は、こういう御家族の支援ができるような体制というものはどうなのかという、その2点についてお聞きしたいと思います。

◎西野障害福祉課長 ピアカウンセラーというのは、同じ境遇、同じ思いを持った方ということで、同じような重度心身障害児、医療的ケアの保護者の方が、同じ仲間として聞いて相談に乗っていただくということで、昨年度から養成を始めております。やはりただ、なかなか、保護者の方も介護などで忙しいということもありますし、絶対数が多くございませんので、ピアカウンセラーの養成をしても、大量に養成することはなかなか難しいと考えております。その中でも養成された方につきましては、各福祉保健所などで圏域ごとに相談会や支援の場などに参加していただいて、相談に乗っていただくようなことを考えております。あと、ピアカウンセラー以外につきましても、福祉保健所や市町村でそれぞれ重度障害児の相談会などもやっておりますので、そういった場もあわせて活用していただければと思います。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎池脇委員長 次に、障害保健支援課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

(なし)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎池脇委員長 次に、児童家庭課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎米田委員 構想の62ページの子ども食堂で、登録数21団体25カ所は県の支援を受けた数で、それ以外は支援を受けずにやりゆうということかね。

◎田村児童家庭課長 子ども食堂の開設数は43団体52カ所、登録数は21団体25カ所でありまして、その差の27カ所については県の登録は行っておりません。そのうち、県の補助金を活用して実施しております子ども食堂につきましては、平成29年度で22カ所となっております。

◎米田委員 52カ所の子ども食堂があつて、県の支援なり補助を受けちゅうのは何カ所ですかね。

◎田村児童家庭課長 補助金を受けておりますのは、平成 29 年度の実績で 18 団体 25 カ所となっております。

◎米田委員 この登録数とはまた別ながよね。登録数というのはどういう意味かね。

◎門田地域福祉部長 登録については、補助の条件にはしておりますけれども、月 1 回ですとか、開催時間ですとか、一定の要件がかなうものについては県に登録していただいている形になっております。それ以外、月 1 回ではなく不定期に行っておられるようなところは登録ということもございませんので、そこに差は出てきております。

◎米田委員 わかりました。ほかのところはボランティアとかいろんな地域の力をかりながらやっているんで、県も頑張らせてされていますけれど、県の登録なり支援は広げる必要は余りないんですかね。自分らでやれるところはやってもらうたらいいということかもしれんけれど、そこら辺はどうですかね。

◎田村児童家庭課長 地域の中で、地域の方たちが、子供の居場所や子育てに負担感を抱えている保護者の方たちの集える場所をつくっていくのは、とても重要なことだと思っております。県も、この子ども食堂はできるだけ各地域に広げたいと思っております。そういう取り組みを平成 30 年度も強化して取り組んでいこうと思っております。

◎米田委員 マスコミも非常に注目されて、大体僕も見ましたけれど、全国で 2,200 カ所ぐらいつくられて、ちょっと言い方は悪いかもしれんけれど、人口比とかでいえば、高知県は 52 カ所ですから、住民の皆さんと力を合わせて、非常に頑張っていると思うんですね。貧困の子供、それからおじいちゃんやおばあちゃんも含めて、そういう交流、憩いの場にだんだんと広がってくるなと思うんですけれど、今後これを広げるに当たって、どんなことをすれば広がるというか、今後県としてどういう対応をしていくのか。

◎田村児童家庭課長 62 ページの課題にもございますように、立ち上げに際しての課題とか、継続・充実に際しての課題がございます。これら一つ一つを解決、支援していくために取り組んでいきたいと思っております。例えば人材・食材の確保でありますと、ボランティアの養成講座を各地域で開催したりとか、そこで養成されたボランティアのリストを各子ども食堂に提供したりとか、また、御寄附いただける食材の申し出があった企業やお店の紹介をさせていただいたり、そういう継続・充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎米田委員 わかりました。報道を見て、最初に子ども食堂を支援しようというのが京都府って書いちゃったけれど、予算は 1,000 万円ぐらいでね、規模からいうたら本当に高知県も京都府と並んでいち早く県としてそういう支援の体制をつくられたことは非常に前向きな対応をされていると思うんで、本当に子供の貧困を含めた解決、つながりの貧困も含めて解決するためにある意味重要なツールになっていますので、今後も引き続き頑張ってください。

それと、この前、議会で吉良議員も取り上げたんですけど、非常に素晴らしい子供の貧困の実態調査をやられていて、私も結果をぱらっと見たんですけど、物理的剥奪の実態だとか、具合が悪いときに子供さんを医者によろ連れていけなかったといった実態だとかいろいろ出ているわけです。本当にリアルに今の状況を県民のものにして、子供の貧困の解決のための講演会なりシンポジウムなりも非常に大事だと思うし、検討したいという答弁もあって、所管としてはどんなに捉えて今後されるのか。何か、つもりがあったら聞きたいです。

◎田村児童家庭課長 子どもの生活実態調査につきましては、現在、詳細分析の結果をいただきまして、部内で取りまとめをしているところです。準備が整いましたら御報告させていただきたいと思っておりますし、また広く県民の皆様に対しても公表できるような形でフォーラムなどを検討してまいりたいと思っております。

◎米田委員 ぜひよろしく。その詳細な分析はいつごろになりますか。

◎門田地域福祉部長 時期的にはまだ少し検討させていただきたいと思っておりますので、年度内にはと思っております。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

ここで15分ほど休憩いたします。再開は午後3時5分といたします。

(休憩 14時50分～15時6分)

◎池脇委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈少子対策課〉

◎池脇委員長 次に、少子対策課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

(なし)

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈福祉指導課〉

◎池脇委員長 次に、福祉指導課を行います。

(執行部の説明)

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎田中委員 今ちょっと速くて聞き取れなかったんで確認ですけど、生活保護の世帯数と人数をおっしゃいましたよね。もう1回お願いできますか。

◎前田福祉指導課長 平成30年1月現在ですけど、世帯数が1万5,101世帯、人数が1万9,416人となっております。

◎田中委員 若干、額的には減っているということですが、経年で同じように世帯数と人口の資料を持たれていますか。

◎前田福祉指導課長 平成29年の1月現在ですが、世帯数が1万5,310世帯、1年間で209世帯減少しています。人数が、同じく平成29年1月現在で1万9,960人で、544人減少しております。

◎横山副委員長 先ほど最後の説明で生活困窮者自立支援事業費の学習支援事業で、放課後学習支援が教育委員会のほうということで減額ですが、この130万円ぐらいの予算でどのような支援をされているのでしょうか。

◎前田福祉指導課長 学校の空き教室じゃなくて、今、具体的にやっているのは奈半利町ですが、子ども食堂に来られた子供を対象に宿題を見たりとか、それに加えて学習するためのいろんな相談に乗ったりとか、そういう生活面の支援もことしからやっというとしています。

◎横山副委員長 さっき課長から子ども食堂という言葉が出ましたけれど、今、子ども食堂は先ほど来御説明があったように、県内に広がっていますよね。今後奈半利町以外でもこういう生活困窮者の子供の支援は必要だと思うんですが、その辺についてどうですか。

◎前田福祉指導課長 実は今やっているのはモデル事業ですが、やっぱり支援する場には一定の人数もおいでにならないといけないので、これをやる場合にどういう問題点があるかを検証して、来年度以降についてどう展開していくのかを検討したいと考えています。

◎横山副委員長 最後に。子ども食堂のところでスクールソーシャルワーカーと連携して真に必要な子供たちを子ども食堂のほうに呼び込んでいくということも言われましたので、そういうところとも連携して、しっかり支えてあげてほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

◎門田地域福祉部長 県がやっておりますのは町村分になります。市の分は市で。学習支援は高知市の教室のような形でやられているところを一つ補足で説明させていただきます。確かに子ども食堂も含めて、支援の必要な子供たちにしっかり学習支援もというのは御指摘のとおりでございますので、先ほども課長が申しあげましたモデル事業の成果なり課題なりを整理しまして、広げていくことも考えていきたいと考えております。

◎橋本委員 生活保護にかかわることによってちょっとお聞きしたいんですが、約1万5,000世帯で2万人の方がこの事業の対象になって受給されているということで、今お話があったんですが、ただ、高知県の中で市町村によって大きく偏りが出ているような実態をよく聞きます。確かに自己申請がまず基本ですので、云々ではないんですが、土佐清水市、宿毛市から東洋町までずっと広いですが、具体的に、地域によって保護世帯率が高

いところはどこですか。逆に低いところも教えていただけませんか。

◎前田福祉指導課長 東部からいきますと、東洋町、室戸市、奈半利町が高くなっており、西でいきますと、大月町が高い状況にはございます。委員が言われましたとおり、市町村というか地域によってかなりの差がございます。低いほうにつきましては、東のほうでいきますと、香南市とか香美市とかになりますし、西のほうになりますと、三原村とか津野町というところになっています。

◎橋本委員 確かに保護率の高いところと低いところがあるんだろうと思います。要はそれぞれの市町村の取り組みそのものにもあるのかなと思うんですけれども、基本的に、保護という観点から話をすると、申請しようがしまいが、そのレベルにある人は、やっぱりきちんと生活レベルをある一定の形でそれぞれ支援してあげることが非常に大事だと思うんです。ただ、申請をしなければケースワーカーは動けませんので、それはそれで済むのかもわかりませんが、やっぱりその辺をもう少し、どういう形で県は精査していくのか、どういう考え方を持っているのかをお聞きしておきたいなと思います。

◎門田地域福祉部長 申請主義は申請主義ですけれども、やっぱり制度の周知ということが大事だと思いますので、制度の周知については、市町村の広報紙とか社会福祉協議会とかの広報ツールを使うなりもしていきたいと思っておりますし、また、生活困窮者の相談から保護のほうへつながる例もございますので、生活困窮の相談をしっかりと市町村社会福祉協議会なりでやっていただくという形、県としてもその支援をしていきたいと考えております。

◎橋本委員 貧困というのは、それぞれの捉え方はあるんだろうと思うんですけれども、やっぱりある一定レベルの生活が保障されて当たり前だと思うんですよ。だから、現実に申請していない方が少なくなったからそれでいいやということではないと私は思っています。頑張っ頑張っ自分の生活が上がって行って、ある一定の生活レベルになることはウェルカムなことですけれども、我慢をして我慢をして自分の命を削ってということにならないように私はお願いしたい。これは要請でお願いします。

◎梶原委員 先ほどの橋本委員のお話もありますけれど、そういった必要とするべき人にはしっかりしていくと同時に、その後また自立できるような取り組みも大事だと思いますので、それにもしっかり力を入れていただきたいなと思うのと、あと、さっきの市町村別のやつは一覧がありますよね。それを資料として回してもらえますか。

◎池脇委員長 質疑を終わります。

〈児童家庭課〉

◎池脇委員長 続いて、地域福祉部から、1件の報告を行いたい旨の申し出があっておりますので、これを受けることにします。希望が丘学園における職員による入所児童に対する虐待事案について、児童家庭課の説明を求めます。

◎田村児童家庭課長 最初に、被害を受けた児童及び保護者、そして学園で生活する児童や県民の皆様の信頼と期待を裏切ることとなりましたことにつきまして、改めましておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、報告事項の資料、地域福祉部、児童家庭課、赤のインデックスのページをお開きいただきますでしょうか。まず、1の事案概要でございますが、事案が発生いたしましたのは、平成30年3月29日午後7時ごろです。2の加害職員は、希望が丘学園の夜間指導の非常勤、20代男性です。3の被害児童は中学3年生男児です。

次に、4の経過でございますが、当日の勤務体制は正職員1名と夜間指導員の非常勤職員1名の計2名体制でございました。当該職員が、施設にある寮の自室で大声で歌っていた男児を口頭で注意した際は指示に従いませんでしたが、正職員の指示には従ったことに腹を立てて、男児の胸ぐらをつかんで腹部を1回殴るということが起こりました。男児にはけがや腫れはございませんでした。男児には当該職員から謝罪を行うとともに、保護者に対しましては、翌日、学園長から謝罪を行い、保護者からは理解をいただいたと報告を受けております。事案発生後、当課の職員が聞き取りを行いましたところ、当該職員は、自分の指導をわかってもらえない思いが強く殴ってしまったが、自分の行った行為はやってはいけない行為であったと深く反省しておりました。また、当該職員は3月末で任期満了となり、退職しております。今回の事案を受けて、希望が丘学園全児童に対して、児童家庭課及び中央児童相談所職員が、職員から暴力を受けたことがなかったかの聞き取りを実施し、今回の事案以外にはなかったことを確認いたしました。4月9日に、高知県被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、児童福祉審議会施設部会こども支援専門委員会に報告し、被措置児童等虐待との意見をいただき、12日に県として被措置児童等虐待と認定したところでございます。

5の今後の対応につきましては、今回の事案は、正職員が一時的に15分ほどほかの用務で寮から離れ、当該職員が1人で対応する中で、男児が指導に従わなかったことが端緒として発生したものであること。また、男児の特性や対応方法の理解が十分でなかったことなどが原因であると考えられます。これまで非常勤職員等に対しましては、OJTなどで実務的な研修や指導を行っておりましたが、今後は、実務経験の段階を考慮した体系的な研修を実施するとともに、正職員に対しましても、中央児童相談所と合同で研修を行うなど、より専門的な研修を実施し、非常勤職員などへの指導技術の向上を図ってまいります。次に、学園内における業務ルールを徹底しますとともに、毎週開催している定例の会議の中で日々の支援のあり方を点検し、全職員で情報を共有して行っていくこととしております。今後は、当課において希望が丘学園の取り組み状況を継続的に確認し、着実に成果が上がるように指導を行うなど、しっかりと取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎梶原委員 今回のこの案件はもちろん、虐待そしてまた体罰等々についてはいけないことではありますが、大変厳しい家庭環境の中で子供たちが望まざる非行に走った人もおり、そういうところではなしに単純に非行を積み重ねてきた子供もあり、いろんな大変厳しい環境の中で育ってきた子供たちに対して、いろんな対応をしていかなければならないと、そういう大変厳しい場所であると思いますが、逆は余りないんですかね。自分たちも以前、出先調査で行ったときに、そういった多感な問題を抱えた子供たちが逆に職員に対して暴力的行為を行うというのも今まであったかのようにも聞きますが、その辺の状況はどうですか。

◎門田地域福祉部長 確かに従前はそのようなこともございまして、公務災害の申請なども上がってきておりましたが、最近は少し落ちついておりまして、児童からの暴力という事案は、報告が上がってきていないところでございます。

◎梶原委員 先ほど課長もおっしゃったように、今後しっかりルールも徹底していくということですけども、本当の目的はやはりあそこでいかに子供を更生するかですよね。更生するためには職員の皆さんが本当にどれだけ向き合うか、やっぱり、その子供たちの環境に対して一緒に改善してしていくという思いがないと、なかなか子供たちが本当に更生できるかといえば、じゃあ少し何かがあって、本当に向き合ったときに今回のような件に認定されるとすれば、ルールどおりにやっていけば、そういうことにはならないと。職務として向き合うのか、子供たちに心の底から向き合うのか、その辺が大変難しい面が今回はあると思うんですよね。実際、この学園の本当の目的を達成するために、ルールどおりきちんとやって本当に子供たちが更生できるのかと、そこも大変難しいあり方だと思いますので、ルールはルールで徹底されることも大前提として、いかに職員の皆様が子供たちと向き合って、子供たちが更生していくか。そこに本当に重きを置いて考えていっていただきたいと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

◎橋本委員 今、課長の説明を聞いて驚いているんですが、実はこれは虐待とか体罰とかいうものより、報復というような形のイメージを私は受けています。何でかというのと、今の説明でいくと、要は自分が注意をして聞かなかった人が、プロパー職員が来て注意をしたら聞いた。それに腹を立てて、後で仕返ししたという感じに聞こえたんですね。そうすると、自分のプライドが傷つけられて報復したというのは、非常に劣悪な行動だったんだろうと私は思っています。ただし、そのときに注意して、そのときのやりとりの中で虐待するしかなかったとかというのであれば、百歩譲って、ある意味それはわかるんですが、自分のプライドを傷つけられたから報復に走るというのは、これはいかななものかなと思って、それで、そういうとり方でよろしいんでしょうかね。

◎門田地域福祉部長 状況からいいますと、自分が指導したときに聞かなくて、その後す

ぐに正職員が来て言ったらすぐ聞いて、そのときにちょっとかっとなったというのが、確かにおっしゃるように、自分の言うことを聞かなかったということに対しての部分もあったのですけれども、報復とまではなかなか言いがたい、その場の瞬間的な行動だったということですので。

◎橋本委員 わかりました。1つだけ聞かせてください。今、部長の話を知ると、その場にプロパー職員がおってやったということですが、そのプロパーの職員はそれでどうしたんですか。

◎田村児童家庭課長 とめに入って2人を引き離して、その職員を別の部屋へ連れて行って落ちつかせたということになります。

◎橋本委員 大体のイメージができてきました。でも、これ、やっぱり本当にやっちゃいかんことだと思います。特に自分のそういう思いを施設の子供にぶつけている。その子がしたことより、自分のプライドを傷つけられたことによって、その子をやったということのほうが私は非常に問題だと思いますので、今後、やっぱりその辺をしっかりとわきまえた形の注意喚起をしてもらいたいと要請しておきます。

◎米田委員 橋本委員が言われたことが事実なら、僕はやっぱり非常勤職員の行為は大変なことだと思う。口論になって正規職員がとめたにもかかわらず、非常勤職員が、私の言うことは聞かずに正職員の言うことは聞いたと、その場で殴ったんですか。

◎田村児童家庭課長 まず、施設の自室で歌っている男児を当該職員が口頭で注意いたしました。そのときには男児は注意に従いませんでした。その後すぐ正職員が戻ってきて、歌わないように、大声を出さないようにと注意すると従ったという経過でございます。それを見ていた当該職員が、男児と接触して殴るという行為があったと聞いております。

◎米田委員 正職員の前で殴ったわけよね。

◎門田地域福祉部長 胸ぐらをつかんで、振りほどいたときにもう拳が入ったというような状況です。

◎米田委員 わかりましたけれど、それは、非常勤職員の方の経歴も聞こうと思いましたが、それは大変なことですよ。僕はおらんときにやったのかと思ったんですよ。正規職員が来ておとなしゅうなって従うたら、わしの言うことは聞けんがかというて、はね返ってやったわけよね。だから僕は虐待ではなくて、それは明らかに本人の言うことを聞かずにやったいう、ある意味、暴力、橋本委員が言うた報復です。そこまで非常勤職員は腹が立ってやったわけよね。だから、どういう処分をしたかですけど、やっぱり事実はこちらと見ないといかんじゃないろうかね。申しわけないけれど、この児童家庭課の施設部会の人々が虐待と言うけれど、それは虐待も大変なことですけど、それ以上に彼は明らかに、わしの言うことは聞かずに正規職員の言うことは聞いてと腹立ってやっちゃうわけですからね。これは虐待じゃないです。いじめじゃないですわ。明らかに暴行。腹立ち紛れ

の暴行になるわけで、もうちょっと事実を捉えてもらいたいと思うんですけど、どうですかね。聞いたのではちょっとなと思う。

◎田村児童家庭課長 その後の聞き取りの調査からでは、やはり非常勤職員の子供に対しての理解が不十分であったということがございましたので、子供への対応に当たっては十分な研修とか指導を行うように園の体制を整えていきたいと考えております。

◎米田委員 やっぱり事の経過を客観的に事実を見んといかんということと、審議会施設部会の方がそういう判断をしてええんかなと、専門家の方がおいでるから何ともよう言いませんけれど、事実経過そのものが単純に虐待といえるのかという思いがありますので、なおまた深く検討していただきたいと思います。

マスコミの報道では、この非常勤職員の 20 代の方は、直前に数カ月来て、また数カ月の勤務だったと思うんです。私はその人のことはよくわかりませんが、そういう仕事に彼自身がついているわけですが、夜間の大変なうるさい仕事という自分自身の不安定な身分へのいろいろ思いもある意味あったのかなと。そして、その思いもあって、子供たちの見る目があって、そういう暴行に働く。何でわしの言うことを聞けないという思いに至ったかなと思うんですけど、結局、彼は何月から 3 月末まで勤務だったんですか。

◎田村児童家庭課長 平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの雇用期間となっております。

◎米田委員 その前もあったがやなかったか。何か一遍切れちゃってまたとマスコミで。

◎田村児童家庭課長 1 度目の期間は平成 29 年 2 月 23 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっております。

◎米田委員 これを見たら 1 カ月ちょっとやって、半年ばあしてから、また 4 カ月の仕事ということなのよね。だから、彼も非常に不安定な気持ちもあったかなと思いますけれど、今後の対応として、こういう短期の人に対して、資料の（2）にある情報を共有したりとかの時間はなかなかないじゃないですか。夜勤のことを専門でやっていると、昼間に一緒に協議したり、子供の一人一人の状況を認識したりはなかなかできませんよね。これから、そういう保証ができるんですかね。

◎田村児童家庭課長 厳しい勤務体制ではありますが、管理職等が時間をつくって配置前には必ず研修して、子供の対応に当たるようにしていきたいと思います。また、必ず正職員と 2 名体制で勤務することとなっておりますので、正職員からもその都度、指導させていただく形にしていきたいと思います。

◎米田委員 夜間の指導体制というか、職員の体制は前から非常勤やったかね。前はずっと正規職員でやっちゃったがやなかったかね。どうなったんかね。

◎門田地域福祉部長 正規職員と夜間の職員のセットで、2 人で 1 つの寮を見ている形になります。

◎米田委員 非常勤と正規職員と。それはずっとか。

◎門田地域福祉部長 そうです。だから正規の職員は、24時間必ず1人はいる形です。

◎米田委員 何年も昔からそれをやってきたのか。僕は何回か行ったことがあるけれど、両方とも正規職員じゃなかったかなという思いはあるんです。そうじゃなかったですか。

◎門田地域福祉部長 平成20年に今の体制になっておりまして、詳しく言いますと、女子寮が1つありまして、その女子寮にも正職員1人と夜間指導員が1人。それで男子寮が2寮あるんですけれども、夜間はその寮を1つの寮として見る形にしていますので、その2寮について正職員1人と夜間の職員1人という体制で行っております。そこは変わっておりません。ただ、夜間指導員が雇用できないときは正職員が入ることもございますので。

◎米田委員 非常勤職員は、年数からいったら、わずか平成20年からしかやっていないんですよ。大変な職場だからということ、それまでずっと正規職員が当たってきたと私は思うんですよ。やっぱりそこへ立ち戻って考えるべきじゃないろうかと思うけれどね。打ち合わせばあでは、なかなか大変ですよ。

◎門田地域福祉部長 従前は希望が丘学園の周りに住んでおりまして、ほとんど住み込み的な扱いをしておりましたけれども、今はもう全員が通勤で、宿直を週1回という原則がございまして、その中でやっと夜間指導員も雇用してやっているというのが現状でございます。

◎土森委員 こういう虐待があることはいかんことですがね、暴力から虐待認定を受けるのは、その場で実際に見ていないと、なかなか認識できにくい部分はやっぱりあると思いますよ。今、説明を聞いていまして、夜間の指導員が余りにも若過ぎるね。臨時職員でも構わんが、もう少し経験のある人を入れて正職員と一緒にやっていくことになったら、二十代の子ですからね、人間ですから感情はやっぱり起きますよ。起こしちゃいけません、しかし、そういう状況になってきたんでしょうね。次に雇用するということになれば、その辺をよく考えて。こういう施設は、特に夜間は大変なんです。私も別の施設でいろいろ痛い目を見ましたけれどね。ただ、認定に至るまでの経過というのは非常に重要で、どういう状況であったのか、その職についている人たちがそういう職場の経験豊富な人なのか、全く初めて来た人なのか、そういう人たちにはしっかり教育しておくということが重要だと思いますよ。ただ、臨時職員だから、特に夜間は人が余りいないんですよ。だから、来ていただいたらありがたいという気持ちがあったんじゃないかなという気がしますね。今後、その辺をよく考えて対応して、できることなら二十歳前後の人は夜間の場合はお許しいただいて、経験豊富な人がいれば、そういう人に来ていただいて、それできっちり指導していく。夜間に叫ばれたら、ほかの子供たちもおりますし、指導員、職員はたまらんですわ。その辺、いろんなこと、そういう雄たけびをしないような環境をつくることも大事ですからね。なお、その辺を気をつけてやってほしいと思いますね。

◎池脇委員長 私から1点。男子は2寮に対して2人。女子は1寮に対して2人と、人数についてはどういう対比になっていますか。

◎田村児童家庭課長 4月1日現在ですけれども、男子が11名、女子が7名となっております。

◎池脇委員長 11名と7名ということで、職員の2人体制でやれるという判断であったということですね。これには無理があるというわけじゃないんですね。例えば2寮で、男子の生徒がもっとふえるようなことがあれば、例えば4人体制で臨むということもお考えですか。

◎門田地域福祉部長 9時までは遅出の職員がおります。9時から朝までが2人の体制になりますので、今の段階では2人の体制でいけるのではないかとは思っておりますけれども、御指摘のこと、今回のこともございますので、状況は学園からしっかり聞いていきたいと考えています。

◎池脇委員長 夜間の勤務体制というのが大変であろうということで、今回起きたこの事案に対しては、そこから何を教訓として学ぶかが大切でありますから、まずは勤務体制をしっかりもう一度、職員あるいは臨時の職員の方からもしっかり聞き取っていただいて、2人体制になっているけれども、何か事が起こって注意に行くときに、正職員が臨時の人に、お前ちょっと行って見てこいやという状態なのか、2人であれば2人でちゃんと行って、2人で指導しつつという体制なのかということだろうと思うんですね。これは、多分1人で行ってこいやということで行かせたと思いますよね。だから、何かおかしいなということで追わえていったんじゃないかなという気もするので、そういう生徒が何か行動を起こしているときに、2人でおるんだったら2人で対応するという体制もしっかり整えていくことが大事じゃないかと思います。1人に任すことにならないように見直していく必要があるかと思っておりますので、そのことは要請しておきます。

質疑を終わります。

以上で、地域福祉部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は、午前10時から文化生活スポーツ部の業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15時56分閉会)